

熱中症対策推進検討会 開催要綱

令和 4 年 11 月 10 日
環境省大臣官房環境保健部長決定
(令和 6 年 9 月 6 日 改定)

1 開催目的

熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数も毎年 1,000 人を超える状況となっている。これらを背景として、熱中症対策を一層推進するため、第 211 回国会で気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）が可決・成立し、令和 6 年 4 月から全面施行された。

政府では改正法に基づき、令和 5 年 5 月に熱中症対策実行計画を閣議決定し、中期的な目標（2030 年）として、熱中症による死亡者数を現状から半減させることを位置づけ、政府一体となって取組を進めている。また、改正法の全面施行により、熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設等の新たな制度の運用が開始されたところである。

改正法の全面施行により開始した熱中症対策に係る制度等について、必要な事項を検討するため、有識者による「熱中症対策推進検討会」（以下「検討会」という。）を開催するものである。

2 検討内容

- (1) 熱中症対策に係る制度の運用のために必要な事項
- (2) その他今後の熱中症対策の在り方

3 組織

- (1) 検討会は、検討事項に関連する有識者の中から環境省大臣官房環境保健部長が委嘱する委員をもって構成する。
- (2) 委員の任期は 1 年とする。
- (3) 委員の再任は妨げない。
- (4) 委員が任期途中で欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 検討会には座長を置く。座長は委員の互選により定め、検討会の議事運営に当たる。
- (6) 座長は、検討会に、委員の代理者の出席を認めることができる。
- (7) 座長は、検討会に、必要に応じて委員以外の専門家等を出席させることができる。

- (8) 座長は、検討会に、必要に応じてオブザーバーの出席を認めることができる。
- (9) 検討会を実施するにあたって、具体的な事項等を検討するために、検討会の下にワーキンググループ等を設置することができるものとする。

4 事務局

事務局は、環境保健部企画課熱中症対策室が務める。当該事務の一部を委託先等において処理させることができる。

5 公開等

検討会は原則として公開とするが、個人情報保護、知的所有権の保護等の観点から座長が必要と判断する際には、資料を含む会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

検討会の資料及び議事録については、非公開とされたものを除き検討会終了後、ホームページへの掲載等により公表する。

6 その他

その他検討会の開催に当たり必要な事項は、事務局が座長と相談の上で定める。